

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第31号 2018年10月4日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部 達

都知事に再々質問書を提出

地元の意見・交通量や防災などでの道路の必要性について問う

9月14日、小池東京都知事に對し、「小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線に関する質問(再々質問)」書を建設局及び都市整備部を訪問して提出しました。

これまで都知事に2回(2016年6月6日と2017年7月26日)質問書を提出してはいますが、都の回答は、不十分なため、再々の質問を提出することとしたものです。

(質問書は2面、3面に掲載)

建設局に質問書を提出するともに、今年度に予定しているという「3・4・11号線に関する意見交換会」の開催時期を質問しましたが、日程は未定で、その後説明会も開催するかどうかは、意

3・4・11住民の会が第3回総会と講演会

9月30日、3・4・11住民の会は第3回総会と講演会を開催しました。

三多摩法律事務所で、圏央道のあきる野訴訟、国分寺の道路訴訟に取り組み、現在、小平の道路訴訟に取り組んでいる吉田健一弁護士から「都市計画道路問題との取り組み」についてと題して、道路問題と裁判との関係などについて講演があったので、紹介します。

★道路裁判を争う手続きで一番多いのが「事業認可の取消訴訟」で、認可が違法であることを主張すること。

・他に国交大臣を相手に不服審査を行うことや、強制収用があった場合は収用裁決の取消訴訟があること、圏央道あきる

野では東京地裁で、収用裁決と認可は違法との判決がだされ、一時、収用が中止となったということでした。

★争うポイントは、事業決定・認可の違法性を問うことで、①都市計画法に照らして、第2条の「健康で文化的な都市生活を確保」など。②建設の必要性・公共性に関して、交通量の見通しに問題がないか、住民の意思や議会・自治体の意思はどうかなど。③環境への影響として、地域のコミュニティ、自然環境、騒音などへの影響はどうか。

④事業決定に至る手続きは適正かとして、住民の理解を求める手続き、説明義務は果たしているか、建設可否や複数案の検



都市計画道路見直し要請署名
都知事と国交大臣に提出します
10月18日(木) 13:30都庁集合

「第30回武蔵野公園
はらっぱ祭り」

11月3日(土・休日)4日(日)

10時～夕方まで

武蔵野公園はらっぱ祭り会場

道路住民運動全国連絡会第44回交流集会

11月17日12時 バスで外環と国分寺道路見学
午後4時20分 首都圏からの報告等

18日(日)9時30分 基調報告・分科会等

会場: 国分寺・東京経済大学

全国の道路裁判や住民運動が紹介されます

分科会 A 裁判の到達点と今後を探る

B 事業者との向き合い方

C・D 運動の進め方

参加費 1000円、バス見学2500円

討、旧都市計画法に定める主務官庁の決定と内閣の認可を得ているのかなど。

★訴訟で問われるものとして、①裁判の役割は行政が市民の権利を守っているかどうかをチェックすること、「行政の裁量権」ということで、裁判所は口出ししないという姿勢を突破していくことが大事、②行政が決定の判断の過程で重要な事情を考慮しないという違法性などを明らかにしていくこと。日光太郎杉の道路裁判や伊東市道路裁判では「違法」が認められて住民が勝訴した。

★また、住民の視点での取り組みとして、周辺住民との共有や自治体を動かすこと、各地の道路・環境問題との協力が大事であることに触れ、最後に裁判の流れについて話がありました。

東京都知事への再々質問

9月14日に小池東京都知事に提出した再々質問状（全文）を掲載します。

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線に関する質問（再々質問）

東京都知事 小池百合子殿

2018年9月14日
都市計画道路を考える小金井市民の会

私たちは一昨年と昨年の二度にわたって、貴殿に対して標記の2つの路線が優先整備路線に選ばれたことに関して質問書を提出し、その回答を建設局道路建設部から回答を頂きましたが、内容は到底納得できるものではありませんでした。

今回、これまでいただいた回答を踏まえ改めて疑問と質問をあらためて提出いたしますので、この間の関係機関（東京都建設局事務所等）での検討なども含めて回答をお願い致します。

記

1) 前回の回答1（地元の意見をどのように扱うのか）に関して

再質問① 前回の回答では、東京都の説明会で出された意見などについて、どのように反映させるのかについては回答がありませんでしたので、意見や要望についてどのように反映させていくのかについて回答して下さい。

2-1) 前回の回答2A（路線の必要性・整備目的）に関して

再質問② 前回の回答では、現行の交通量と都市計画道路がすべて完成した時点での推計交通量を記載して、小金井の2路線が必要と述べています。

ところが、平成27年度の同じ調査結果では、平成22年と27年を比べると、天文台通り（三鷹市井口4-2-25）で10,579台が9,558台に。武蔵境通り（三鷹市井口1-25-1）で6,874台が3,444台に減少しています。

回答にある完成時の交通量予測は、いつの時点の交通量調査を元に予測したものかを示して下さい。（平成22年の交通センサス以後、国からは将来予測交通量を発表していないはずです）

再質問③ 広域ネットワークは何の為に必要なのですか。それは小金井市民にとってどんな風に役立つのでしょうか。

再質問④ 周辺道路の渋滞緩和ということですが、現在の周辺道路の混雑状況を最新のデータで示して下さい。

再質問⑤ 道路整備で生活道路への一般車の流入が無くなるという主旨のことを回答されましたが、現況で生活道路のどこにどれだけ一般車の流入がありそこで起きている問題や事故の状況を示して下さい。

再質問⑥ 東大通り（連雀通り北の南北道路部分）については、現況交通量のデータは持ち合わせていないとの説明会での回答でしたが、都議会での2016年3月の答弁では現況交通量と完成時の交通量予測を行っているという回答があります。持ち合わせているデータをきちんと示して下さい。（開示請求すればそのデータがあると整備局に確認しています）

再質問⑦ 今後の人口減少とそれに伴う交通量減少を認めながら、必要なインフラだからとして住民の多くが反対し、又地元自治体からも疑義が出ている道路整備は、都民ファーストの視点やワイズ・スペンディングとは云えないのではないのでしょうか。

2-2) 前回の回答2B（緊急輸送道路の拡充・避難場所へのアクセス向上）に関して

再質問⑧ 前回の回答では、小金井3・4・11号線は、避難場所へのアクセスの向上を図ると、回答していますが、災害時の避難には、車ではなく徒歩で避難するようこの指針があるのではないのでしょうか。とすれば、新しい道路を作っても周辺の住民は既存の生活道路を各々通って避難すれば良いのであって、新しい道路が無くとも災害時には役立たないのではないですか。前記の回答は、自動車で避難することを基本的に据えていることになり都の指針に反するのではないのでしょうか。

再質問⑨ 東日本大震災時に都内の道路は激しい渋滞で避難や移動に殆ど機能しなかったことをどう受け止めていますか。その上で、避難に関する都の計画や都民へ周知している内容について示して下さい。

再質問⑩ 地域の防災性の向上に関して、物資輸送や救援救護活動のことが述べられていますが、それは災害が発生した後でのみ役立つということであり、行政が行うべきは都民の命と財産を守ることが本来あるべき防

災対策なのではないですか。つまり事前の災害対策の強化こそ地域の防災性の向上ということなのではないですか。

2-3) 前回の回答2C (延焼遮断帯の形成) に関して

再質問⑪ 前回の回答では、沿道に位置する建築物の防災性能に考慮してと、回答し、沿道にだけ耐火建築物を建設すれば防災効果があるとしています。

優先すべきは「燃えにくい街をつくることこそ、都民の命を守る事前防災対策」との質問には答えていないので、答えて下さい。

2-4) 前回の回答2C (骨格防災軸) 「主要延焼遮断帯」 「一般延焼遮断帯) に関して

再質問⑫ 前回の質問で、火災防止に費用が安価で直ぐに出来ることは、木造家屋の耐震化・不燃化、通電火災の防止機器の設置、地域の消防能力の向上、小型消防車の拡充、2号消火栓の整備と周知、地下消火栓を活用するスタンドパイプの設置等の施策を例示しましたが、これらの施策について、どう考えているか答えて下さい。

2-5) 前回の回答2D (自然保護と道路建設との関係) に関して

再質問⑬ 前回の回答では「職員が地形などの状況を確認し、地下水等に関する資料を収集している」として、調査を行っているかのような回答でしたが、今年3月の南小での説明会では「調査はこれから」という回答がありました。とすれば、前回時の回答は虚偽であるという他はありません。調査はどうなっているのか、嘘をつかず真実を答えて下さい。

3) 前回の回答3 (住民の暮らし・憲法で謳われている住民の権利) に関して

再質問⑭ 前回の質問で指摘した憲法違反の恐れ(権利制限など)、「終の棲家」を迫られることになる住民の生活について、回答が全くないので、答えて下さい。

4) 前回の回答4 (代替道路としての現道整備) に関して

再質問⑮ 現道での渋滞解消は、都が行っている「交差点スイスイ事業」で解消できるのではないですか。そしてその方が、立ち退きも少なく事業費も少なく済むのではないですか。

再質問⑯ 現道のない地域に新たな道路を作るには周辺の事例を見ても、5年や10年では完成しないと考えます。30年~50年後にしか出来ないかもしれない道路に交通緩和を期待するのは無理ではないですか。そうであれば、既存の道路整備が、住民の理解も得られ現実的とは考えないのですか。

再質問⑰ 「小金井街道や新小金井街道で渋滞」する原因は何と考えているのですか。

再質問⑱ 2路線が計画されている街にどのくらいの通過車両があるのかを調査したことはあるのか。調査していないのであれば、何を根拠に通過車両が多いと評価しているのか答えて下さい。

再質問⑲ 更に、現道から新設道路に交通が転換するというが、その転換交通量を、現道を入れた地図上で明らかにできますか？(これは後日の文書回答で良い)

5) 【追加質問】

⑳ 2017年に出された国土交通省の「都市計画道路の見直し手引き」では、全国47都道府県の見直しの状況報告(比較表)の中で、東京都の事案に関して、備考欄には、「見直しガイドラインではなく、事業化計画(優先整備路線の選定)が一体となっている」との記載があります。都はこれまで優先整備路線決定時に見直しをしてきたと幾度も説明していますが、前記のように、国は都が行ってきた作業について「見直しでは無い」と評価しているのではないですか？

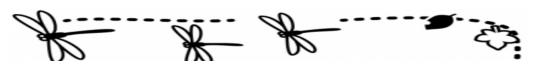
このような国の評価について、都はどのように受け止めているのですか？ 答えて下さい。

㉑ 11月の意見交換会で、建設局の課長さんは、2016年の第4次優先整備路線決定時のパブコメの扱いについて「反対意見は反映されなかった」と評価されていますが、これは都の正式なパブコメに関する見解と受け止めてよろしいですね。

㉒ 知事からは(小金井に対して)「丁寧な対応」を指示されているようだが、都が行うという「意見交換会」に、路線決定者の整備局が参加しないで、「整備にあたって」という前提での意見交換会をすれば「丁寧な対応」をしているということなのか答えて下さい。

㉓ 小金井市で行われる説明会や意見交換と称する会合には整備局の参加は不可欠と考えるが、なぜ、不参加で良いと決定したのか。答えて下さい。

㉔ 小金井市内では未整備の都市計画道路がいくつも残っていると思うが、その中から地権者など関係住民には一切問い合わせが無い中で誰が今回の2路線を優先整備に選んだのか。答えて下さい。



裁判の傍聴から 小平3・2・8号線控訴審 裁判長が異例の国側に釈明要請

9月20日 小平3・2・8号線の控訴審の第4回口頭弁論が東京高裁で行われました。

前回、証人尋問が終わったので控訴人側（住民側）は最終弁論と思って法廷に臨みました。

法廷が始まり、控訴人側から最終準備書面の提出が確認され（陳述）た後、事態は意外な展開に。裁判長は、「裁判所としては、控訴審で出されている新しい主張に対しての被控訴人（国）と参加人（東京都）の法廷態度を明らかにして頂きたい。被控訴人と参加人は控訴人側からの新しい主張とその事実関係について認否を含めた反論の有無を明らかにして下さい。」として、具体的に次の10項目について、次回までに書面を出すことを求めました。

- ① 道路交通量が増加していないという主張について
- ② 認可前の交通量調査は認可時に考慮されたのか
- ③ P M 2・5は環境基準を超えることが確実であるということについて
- ④ 小平3・3・3号線との交差点における複合汚染について考慮されていないということについて
- ⑤ 光化学ダイオキシソ及び接地逆転層の問題について
- ⑥（騒音に関して）
 - 1…騒音に関する近接空間特例について
 - 2…睡眠障害を起こす事例について
 - 3…7mの遮音壁を設置すべきということについて
 - 4…学校などへの規制基準について
- ⑦ 玉川上水の保全に関して参加人が認可後に関係機関と全く協議をしていないということについて
- ⑧ 昭和37年決定で住民の意見を聞いていないことについてと、旧法上での運用と事実関係について（⑨⑩は省略）でした。

・その後、控訴人（原告団長）から、小平市議会と都議会が住民の請願を満場一致で採択した結果を無視した国と都の暴挙を批判し、高裁で十分検討をつくしてほしいと要請など。

・4人の弁護士から、「広範な裁量権を地裁が認めた違法性」、環境保全・大気汚染・騒音・自然環境の影響や交通量から見て道路の必要性がないこと、コミュニティ破壊の問題、旧都市計画法に基づく決定が「内閣の認可」を欠く違法なものであることなどを主張しました。

裁判長は、「裁判所としては「期日は続行したい。」と宣言し、次回期日までに、控訴人側の主張に対して、国側が書面を提出することとなりました。

裁判後の報告集会では、吉田弁護士から、「裁判長の10項目にわたる質問を国と都に指摘したのは、私たちの批判を受け止めてくれたともいえます。今日の法廷で口頭弁論は終結し次回は判決になると思っていますが、この裁判長の質問は異例と言えます。」「最終の弁論と違って今日は用意したが、今回の国の反論

がどうなるか見もの。」と報告がありました。

また、新しくして裁判長の隣に座った大野和明裁判官は、さいたま地裁で、9条俳句を市の公民館が雑誌に掲載することを拒否したことを争われた裁判で、この裁判長として掲載拒否は違法との判決をした裁判官との紹介がありました。



<前回の世話人会以降の活動経過>

- 9月6日 第31回世話人会
- 9月12日 多摩地区道路連絡会
同 小金井市より小金井都市計画道路決定に関するの開示請求決定受領（縦覧書類存在）
- 9月13日 3・4・11号線住民の会世話人会
- 9月14日 都知事に市民の会の再々質問書提出
同 都議会全会派に質問書と協力要請で訪問
- 9月20日 小平3・2・8号線控訴審傍聴（東京高裁）
同 世田谷23号線裁判傍聴
- 9月28日 東京都より小金井の都市計画道路決定に関するの開示請求決定受領（縦覧書類なし）
- 9月30日 3・4・11号線住民の会第3回総会と講演会
- 10月4日 第31回世話人会

<今後の日程>

- 10月7日18時45分 武蔵野公園の便所設置説明会（南小体育館）
- 10月24日 多摩地区道路連絡会
- 11月3・4日 武蔵野公園はらっぱ祭り
- 11月8日 第32回世話人会

<これからの他地域の裁判等の日程>

- 10月9日14時 東京外環道第3回口頭弁論 地裁103号法廷
- 10月10日15時 北区赤羽86号線 地裁103号法廷
- 10月18日 都市計画道路見直し要請署名提出
13時30分 都庁議会棟6階第1会議室集合
15時15分 参院議員会館1階ロビー集合
- 10月24日15時 豊洲住民訴訟 地裁103号法廷

<道路全国集会>11月17日・18日

会場：国分寺・東京経済大学

「はけの自然と文化をまもる会」企画

紹介

「地形を知って考える わたしたちのまちづくり」

- 11月25日（日）10時-12時 国分寺崖線の成り立ち
講師 東京経済大学客員教授 芳賀ひらくさん
- 12月16日（日）14時-16時 微地形が育むゆたかな大地
講師 東京農工大名誉教授 千賀裕太郎さん
- 1月26日（土）14時-16時 はけの保全活動と地域防災
講師 はけの自然を大切にする会 田中兄一さん
主催：小金井市公民館 会場：公民館貫井北分館